

官報

号外

令和六年四月二日

○第二百十三回 衆議院会議録 第十六号

令和六年四月二日(火曜日)

議事日程 第十号

令和六年四月二日

午後一時開議

第一 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。環境委員長務台俊介君。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔務台俊介君登壇〕

○務台俊介君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、主務大臣による基本方針の策定、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法による許可の特例等の措置を

講じようとするものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日伊藤環境大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十二日から質疑に入り、二十九日に質疑を終局いたしました。質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣加藤鮎子君。

〔国務大臣加藤鮎子君登壇〕

○国務大臣(加藤鮎子君) たいま議題となりました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子化は、我が国が直面する最大の危機であり、二〇三〇年代に入るまで、この少子化傾向を反転させるラストチャンスです。
こうした問題認識の下、昨年末に閣議決定した子ども未来戦略では、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援し、共働き、共育ての推進とあ

わけて、社会全体の構造、意識を変え、子どもを持つことを希望する方が安心して子どもを生み、育てることができるよう社会の実現を目指しています。

この子ども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施するため、給付面と財政面の改革を一体的に行うものとして、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、加速化プランに盛り込まれた子育て支援の施策や給付の拡充を行うため、児童手当における支給期間の延長や所得制限の撤廃、第三子以降の児童に係る支給額の増額を行うとともに、妊娠期の負担軽減のための妊婦のための支援給付を創設します。

また、子育て世帯を対象とする支援を拡充するため、妊娠前から伴走型で支援を行う妊婦等包括相談支援事業や、保育所等に通っていない満三歳未満の子どもの通園のための給付の創設、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備、児童扶養手当の第三子以降の児童に係る加算額の引上げ等を行います。

さらに、共働き、共育てを推進するため、両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付、育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短休業給付や、自営業、フリーランス等の国民年金第一号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設します。

第二に、こうした子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定と労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付関係部分を統合し、子ども・子育て支援特別会計、いわゆる子ども金庫を創設します。

第三に、加速化プランを支える安定財源の確保策として、既定予算の最大限の活用等や徹底した

歳出改革を行った上で、児童手当等の費用に充てるため、企業を含め社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出いただく仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を創設します。

具体的には、この支援金を充当する対象事業を定めるとともに、各医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を国に納付することとし、その納付に要する費用について、被保険者等から子ども・子育て支援金を、医療給付に充てる保険料とあわせて徴収することとします。

また、子ども・子育て支援金制度を段階的に構築していく間、支援金を充てるべき給付に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債の発行を可能とします。

このほか、施行期日並びにこの法律の施行に關し必要な経過措置及び留意事項等について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行います。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田中英之君。

(田中英之君登壇)

○田中英之君 自由民主党の田中英之です。(拍手)

質問に先立ちまして、本年1月の能登半島地震でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・無所属の会を代表し、質問させていただきます。

させていただきます。

我が国の最大かつ喫緊の課題は、少子化、人口減少であります。二〇二三年に生まれた子供の数は、統計開始以来、過去最低の七十五万八千六百三十一人となる中、急激な少子化、人口減少に歯止めをかけなければ、働き手、地域社会の支え手が減少し、我が国の経済や社会システムを維持することが難しくなります。既に若い世代は減少してきてしまっており、今、手を打たなければ手遅れになると、岸田総理はこのことを指して、二〇三〇年までがラストチャンスとおっしゃってこられました。

昨年十二月に閣議決定されたことも未来戦略では、総額三・六兆円という、これまでにならぬ規模で抜本的な政策強化を図ることとしております。

子供、子育て支援は、子供の年齢や親の働き方によって必要とする支援が異なるからこそ、例えば、子供が進級しても、また、親がどのような働き方を選んでも、切れ目なく何らかの支援が続くことが、若い世代へのメッセージとして極めて重要であると考えます。

そこで、まず、我が国が取り組むべき少子化対策の方向性と、その中で、本法案の意義について、総理にお伺いします。

本法案においては、加速化プランに掲げる、ライフステージを通じた経済的支援の強化、全ての子供、子育て世帯への支援の拡充、共働き、共育の推進という三つの柱に沿って、これまでの財源規模では対応できなかった大きな給付拡充がなされ、特に、働き方や子育てを、共働き、共育で変えていく後押しのための給付も盛り込まれております。

そこで、本法案による給付拡充の内容と、それらによって子育て世帯の生活が具体的にどのようによくなるのか、加藤大臣にお伺いします。

また、若い世代が結婚や子供を持つことを決める際には、ライフコースを支える支援や制度が恒

久的、安定的なものであるかが重要であるため、給付を裏打ちする財源をしっかりと用意しておくことが必要と考えます。岸田総理は、歳出改革等により社会保険負担軽減を図り、その範囲内で支援金制度を構築すると表明されており、支援金制度の構築に向けては、着実な歳出改革の積み上げと、民間で行われる中小企業をも含めた賃上げの支援によって社会保険負担の軽減を図ることが大前提となっております。

野党の中には、税を元に子育て支援を拡充されるようというお考えもあるようですが、デフレ脱却を目指す現下の経済状況等を踏まえ、岸田総理は、支援金制度の創設を含め、歳出改革を中心とした財源確保を決断されました。将来の子供たちに責任ある政府・与党としての適切な判断だと考えます。

そこで、改めて総理に、今般の子供、子育て予算の財源を確実に確保していく決意をお伺いします。

また、今後の歳出改革の進め方と、地方、中小企業が課題となる民間における賃上げをどのように支援していくのか、具体的な方針を新藤大臣にお伺いします。

そのようにして実質的な負担が生じないようにしつつも、国民の皆様には、令和八年度から、加入する医療保険制度を通じて支援金の拠出をお願いする内容となっております。この点が、なぜ保険料なのか、なぜ医療保険制度なのかといったことについて、国民の理解が進んでいるとはまだまだ言えません。

そこで、支援金を医療保険と併せて賦課徴収することの狙いについて、加藤大臣にお伺いします。

全ての子供を支えていく理念で本法案に盛り込まれたヤングケアラーへの支援について、現状は自治体間格差が大きく、現場からは、今回の法制化を機に、全国的な底上げを期待する歓迎の声が

あります。一方で、ヤングケアラーの定義の中の「過度に」という文言に引つ張られて、運用で支援対象範囲が狭くなるようなことがないか、心配する声も聞かれます。

そこで、今回の趣旨は、その範囲を狭くするものではなく、一人一人の年齢、発達や家庭状況等を丁寧に見て、個々に応じた支援がなされるよう運用されるべきと考えますが、加藤大臣の見解をお伺いします。

急速な少子化という未曾有の課題に対し、今回の法案を第一歩とし、少子化対策を前に前に進めていくことが重要であります。現場では、こども未来戦略において、長年改善が期待されてきた四、五歳児の保育士の配置基準の改善が図られることを始め、今回の少子化対策の拡充が歓迎される声を聞いております。今後も政府の力強い取組をお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田中英之議員にお答えいたします。

少子化対策の方向性と本法案の意義についてお尋ねがありました。

昨年末にまとめたこども未来戦略においては、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子供、子育て世帯を切れ目なく支援するという、この三つの理念の実現を掲げ、約三・六兆円規模に及ぶ前例のない規模で、子供、子育て支援を抜本的に強化することとしております。

その実行に向けて、本法案には、児童手当の抜本的拡充、こども誰でも通園制度の創設、育児休業給付の充実など、長年指摘されながら実現することができなかった施策を盛り込んでおります。こうした制度や施策の実現と併せ、社会全体で子供や子育て世帯を応援する機運を高める取組も重要であり、車の両輪として進めてまいります。

今般の子供、子育て政策の財源の確保についてお尋ねがありました。

子供、子育て政策の抜本的な強化のための加速化プランの財源確保については、本法案において、歳出改革による公費削減、既定予算の最大限の活用、そして支援金で賄う、こうしたことを明記しております。

支援金制度の構築も、歳出改革による保険料負担の軽減効果の範囲内で行うこととするなど、歳出改革を中心として財源を確保することとしており、徹底した歳出改革に取り組んでいくことにより、必要な財源を確実に確保してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤鮎子君登壇)

○国務大臣(加藤鮎子君) 田中英之議員の御質問にお答えします。

本法案によって子育て世帯の生活がどのようによくなるかについてお尋ねがありました。

本法案によって、児童手当の抜本的拡充や、妊娠、出産時の十万円給付の制度化などにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するほか、伴走型相談支援やこども誰でも通園制度の創設等により、切れ目のない支援を実現するとともに、さらに、両親が育休取得する場合の手取り十割を実現する給付等の経済支援により、共働き、子育てを推進します。

こうした拡充策により、政府が総力を挙げて取り組む賃上げ等と相まって、若い世代の所得を増やし、結婚、子育てを確実に応援することで、希望する方が安心して子供を産み育てることができるとともに、社会の実現につながってまいります。

支援金を医療保険料と併せて賦課徴収することの狙いについてお尋ねがありました。

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤として共に支え合う仕組みです。支援金制度も、こうした連帯の理念を基盤に、保険料と整理されます。

支援金を医療保険者に医療保険料と併せて徴収していたこととしたのは、医療保険制度が他の社会保険制度に比べ賦課対象者が広いこと、幅広い給付体系となっており、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること、さらに、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることが医療保険制度の持続可能性を高めること等の理由からです。こうした点について、引き続き丁寧な説明を尽くしてまいります。

ヤングケアラー支援の法制化についてお尋ねがありました。

ヤングケアラーの定義における「過度」とは、一律にその範囲が定まるものではなく、一人一人の子供、若者の状況や受け止め等も踏まえながら、勉強や遊び等の時間が奪われ、負担になっていく重たい状態にあるかどうか、子供の最善の利益の観点から、個別に判断していくべきものと考えています。

こうした考え方などについて丁寧に周知を図り、運用に万全を期してまいります。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇)

○国務大臣(新藤義孝君) 田中英之議員の御質問にお答えします。

子供、子育て政策加速化プランの財源確保のための歳出改革の進め方についてお尋ねをいただきました。

この歳出改革については、昨年末に閣議決定された改革工程に沿って進めることとしております。

改革工程は、医療、介護保険制度等を中心に、サービス提供の質の向上や効率化、生産性の向上など、幅広い取組を視野に入れた内容になってまいります。

歳出改革の具体的な内容については、年齢にかかわらず、全世代が負担能力に応じて公平に支え合い、ひとしく恩恵を受けられる全世代型社会保障を構築する中で、毎年度の予算編成過程において

て検討し、公費の節減と保険料負担の軽減効果等を二〇二八年度までに着実に積み上げることとしております。

二〇二三年度と二〇二四年度では、歳出改革により、三千七百億円の公費削減と三千三百億円の社会保険負担軽減効果を生じさせています。この取組を継続し、安定財源を確保してまいります。

続きまして、地方、中小企業を含めた賃上げの支援についてのお尋ねをいただきました。

経済、財政、社会保障の持続可能性の確保には、民需主導の自律的な経済成長の実現により、日本経済を新たなステージに移行させる必要があります。そのために取り組んでいるのが構造的賃上げの実現であります。

賃上げに向けては、今年の春季労使交渉において、連合の第二回集計では、平均賃上げ率五・二五%、中小企業に限っても四・五〇%と、昨年を大きく上回る力強い賃上げの動きが出ています。

こうした動きが雇用の七割を占める中小企業や地方の隅々にまで波及し、裾野の広い、重層的な賃上げが実現していく、これが重要であります。

このため、まずは、労務費の価格転嫁を始め、適切な価格転嫁と製品価格の設定が行われることを新たな商習慣として定着していきます。

さらに、中小企業の稼ぐ力を高め、より大きな価値を生み出せる構造に転換できるよう、省力化投資の支援等、そしてまた経営者のリスクリテラシーなど、生産性の向上に取り組んでまいります。

(拍手)

三月十五日が所得税等、昨日四月一日が消費税等の確定申告の期限でした。国民は増税、自民は脱税、多くの納税者の怒りが沸騰しています。

キックバックを受け、使途を明らかにせず、政治活動以外にも使えば課税対象のお金なのに、納税もしない裏金議員や派閥幹部。これだけ国民の信頼を裏切っている裏金議員の処分について、世論調査でも八割超えの方が厳しい処分をという声です。コロナ禍に銀座に出かけて処分を受けた自民議員よりも軽くて済むなどということはありません。

元安倍派閣会長の森喜朗元総理が、還流復活に何らかの影響力を持つていた可能性が浮上という報道があります。当然、岸田総理が直接、森元総理に聴取、確認して全体像を明らかにしなければ、適正な処分にはなりません。

また、二〇二二年三月にも安倍派幹部が協議していたことが明らかになりました。世耕参議院議員の政倫審での発言はうそだった可能性が高く、岸田総理の、何のこともなく分らないとの国会答弁も、真実を解明しようとする姿勢とはとても思えません。

国会軽視も甚だしく、さらに、お手盛り調査で幕引きとは、国民が許すわけがありません。もはや自民党に自浄能力は期待できません。改めて、森元総理や安倍派幹部には、国民の目に映る場として、国会の証人喚問に応じるよう強く求めます。自民党総裁である岸田総理の火の玉ぶりを国民は注視しています。

さて、今回の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案については、子供、子育て施策が前に進む内容については評価しますが、財源については、裏金のごまかしと同様、様々なごまかしがあり、到底納得できるものではありません。

ごまかしの第一は、国民に負担増となるのに、税ではない、健康保険料だ、実質負担なしと繰り返し、負担が少ないかのように見せる総理のごまかしの姿勢です。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岡本あき子君の質疑

保険料を支払う方一人当たりで、事業主負担も合わせるという負担することになるのかと問うても、総理は、加入者一人当たりの支援金額と、こちらの質問にまともな答えず、少なくとも印象操作を繰り返すばかりです。健康保険種類ごとの詳細試算を出す、出すと言いつつ、予算成立の先週末まで二か月間も出し渋り、予算審議にも支障を来す不誠実ぶりです。健康保険ごとの事業主と合わせた一人当たり負担額と求められているのに、加入者一人当たりの支援金額を出してきた資料も記載し、被保険者一人当たりの負担額は括弧書きの小さい文字で、しかも、事業主負担額は記載すらしていません。

加入者と被保険者の違いにこだわるには理由があるのです。加入者一人当たりとは、保険料を払っていない子供まで分母に入れて計算をしています。多くの国民の関心事は、保険料を支払う本人である被保険者一人当たりどのくらいの負担になるのかなのです。事業主負担も合わせた額にこだわるのは、事業主負担は潜在的な賃上げの原資となるからです。すなわち、保険という制度を通さなければ、賃上げに回せるお金になるのです。

今回ようやく出てきた試算の資料を基に、健保組合の場合、被保険者と事業主負担を合わせた一人当たり平均で計算すると、被保険者負担八百五十円、事業主が同額負担で、平均月額千七百円になるといふことによろしいですね。総理には、試算資料を基に、金額を提示してお答えいただきたいと思ひます。

もう一度言います。健保組合における事業主負担も合わせた被保険者一人当たりの平均負担額をお示しください。

健保組合の方で、被保険者一人当たりの保険負担額は、年間では平均二万円を超える額です。同じ健保組合の共働きたと四万円です。しかも、現役負担がより重い制度であり、被保険者、事業主

共に増税そのものではありませんか。

総理、全ての保険料負担者が自分のおよその負担額が分かるように、それぞれの保険の種類ごとにおおよその所得階層別の負担金額を示してくださいます。

財源となる社会保険料のうち、医療保険料についても伺います。

社会保険の負担軽減とおっしゃいますが、既に医療や介護従事者の賃上げ分、約三千四百億円の増加が決定しています。これを除外して負担増とみなさないという説明を武見厚労大臣がしていることも、ごまかしそのものです。実際には、今後、国民の負担増は明らかです。

総理に確認します。今後、医療、介護等の影響を踏まえても、保険料が上がることは本当にないのでしょいか。お答えください。

そして、少なくとも、自分が従来の健康保険料と子育て支援金のそれぞれを幾ら負担しているのか分かるよう、給与明細や健康保険料決定通知書等において別々に明記されるのでしょうか。伺います。

第二のごまかしは、昨年六月や今年の施政方針演説などの場で、総理が自信ありげに、加速化プランの三・六兆円で、我が国の子供一人当たりの家族関係支出は対GDP比で一六％とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進しますと豪語したことです。

総理の発言には一定の前提を置いてという条件があり、予算を拡充しなくても、子供の数が少なくなり、少子化が進めば進むほど数字が高くなる指標を使っていました。国際比較に使われたことではなく、これも家庭が独自に作った指標です。さも国際トップクラスになるかのような印象操作です。

総理、この指標でスウェーデン並みとかいって、国際的には全く通用しません。独自指標の使用はやめるべきではないでしょうか。

第三のごまかしは、財源に租税という言葉を使って、保険料に紛れさせ、支援金という名の負担金を徴収する点です。

健康保険法には、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行いとあり、法律の給付の対象に子育てが入っておりません。にもかかわらず、健康保険法に位置づけるのは、そもそも無理があります。目的外使用に当たるとはならないですか。

国民健康保険料に関しては、二〇〇六年三月一日の最高裁判決があります。特別の給付目的をもつて、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当する全ての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法第八十四条に規定する租税に当たるとはならないとあります。

総理、子ども・子育て支援金の負担金は、まさにこの判決に当てはまり、保険料ではなく租税に当たるとはならないでしょうか。健康保険など社会保険を拡大解釈して、お金を徴収しやすいところから取るという発想はやめてください。

子供、若者支援の財源については、既に一昨年前、私たち立憲民主党は子供総合基本法案を提出し、審議の際に、所得税、金融所得課税の累進強化、法人税の見直しなど、税制全体の見直しを明らかにしました。

総理、やはりこれは税です。子供、次世代のために国民の皆様の協力が必要だと素直に頭を下げ、お願いをするべきです。

次に、子供、子育て支援制度の中身について伺います。元々、私たち立憲民主党が早期から求めていることが盛り込まれており、速やかに実施を求めます。加えて、改善点等も指摘をします。

妊娠期から育児期まで切れ目のない伴走型支援の拡充については、特に相談支援の強化が大変重要です。これは、相談相手と信頼を構築できるか

にかかっています。

総理に伺います。伴走型支援における子育てケアマネジャーの必要性はありませんか。

誰でも通園制度は、全国どの地域でも、利用できる範囲に受皿、保育園があることが大前提です。また、対象に医療的ケア児や障害がある子供は入っていますでしょうか。この子供たちが断られることがあるとしたら、大問題です。一方で、現場からは、保育士不足の現状の中、受け入れられるか不安の声も上げられています。

総理、誰でも通園制度は、全てのゼロから二歳の子供が通えることを保証していただけますか。また、月十時間では足りないという声が既にあります。この声にはどうお答えになりますか。加えて、受皿となる保育士配置基準の見直しも、四、五歳児にとどまらず、抜本的に進めるべきではありませんか。

子供、若者政策は、ゼロ二歳中心の加速化プランで終わるものではありません。特に、学校給食の無償化について、総理は、六月までに全国の実態調査の結果を公表した上で、小中学校の実施状況の違いや法制面を含めた課題を整理して結論を出すかと答弁しています。

総理、やる気はないということですか。それとも、無償化する可能性はあるのですか。明確に御答弁願います。

今回、同時に改正する子ども・若者育成支援推進法改正案では、ヤングケアラー支援を法律上に位置づけることとなります。立憲民主党もずっと求めています。

総理、速やかに実態把握をし、子供、若者にとつて、信頼できる大人がそばに居ることを知って、頼ることができる体制強化を求めます。お答えください。

全ての子供、若者には、安全で安心できる居場所が絶対に必要です。家庭や学校等だけでない、第三の居場所づくりの早急な拡充と支援が必要です。

総理に、第三の居場所の必要性の認識を伺います。

るる申し上げましたが、若者にとつては、物価高に負けない可処分所得のアップが何よりも重要です。今回の法案では、社会保険料負担がじわじわしわ寄せになり、結局、可処分所得が減るのであるという不安を払拭することはできません。

チルドレンファーストは、私たち立憲民主党が一貫して主張しています。子供、若者が経済的に安定をし、結婚や、子供を持つ、持たない、それぞれの希望がかなえられるよう支援してまいります。

立憲民主党は、人へ、未来へ、真つ当な政治をつくり上げることをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 岡本あき子議員にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度の拠出額についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、健保組合の被保険者一人当たりの支援金額は八百五十円程度であり、労使折半で拠出したします。しかし、重要なのは本人拠出額であり、事業主が拠出する分と足し合わせて金額をあげつらうことは適当ではないと考えております。

また、支援金は、歳出改革による保険料負担の軽減効果の範囲内で構築することを基本とするとして、実質的な負担が生じないものであります。事業主や高齢者を含む世代から広く拠出していただき、公費と併せて、子育て世帯への大きな給付拡充に充てるものであることも踏まえれば、現役世代の負担がより重いとの指摘は当たりません。

こども家庭庁の試算では、現行の医療保険料額の四から五％程度となることをお示ししております。

す。これによって、国民お一人お一人の拠出のイメージを持つていただけるものであると考えております。

今後の保険料負担や支援金の額の給与明細への記載についてお尋ねがありました。

支援金制度については、社会保障負担率という具体的なメルクマールを設け、支援金の導入によつても社会保障負担率は上がらないということ、国民に新たな負担を求めないこと、のあかしとしてお約束したいと考えています。

社会保障料全般について申し上げます。高齢化等による社会保障給付の増加に伴つて増加する可能性はありますが、国民所得の増加により、足下でも社会保障負担率は低下する見込みです。その低下を確かなものとするために、所得の増加を先行させつとも、徹底した歳出改革により社会保障料負担を全体として抑制していくことがまず重要であると考えています。

また、給与明細への記載については、健康保険法上、事業主は保険料の控除額を被保険者に通知しなければならぬとされる一方、その内訳をどこまで示すかまでは義務づけられておらず、事業主の判断に委ねられるものですが、他方で、危機的な状況にある少子化の中、子供、子育て世帯を支援するために支援金を拠出したことという趣旨を被保険者に知っていただくことは重要であると考へます。

こうした観点から、給与明細書等において支援金額を表示する取組が広がっていくよう、法律の施行に向けて、関係者の御意見も伺いながら、支援金制度の理解促進に向けて必要な取組を進めてまいります。

子供一人当たりの家族関係支出のGDP比についてお尋ねがありました。

子供、子育て関係予算の国際比較を行う場合には、家族関係支出のGDP比と比較することも重要ですが、今回の加速化プランでは、子供一人一

人に対してしっかりと予算を充てていくことが重要であるとの考えの下、児童手当の抜本的拡充や十万円相当の出生・子育て応援交付金などを盛り込んでおり、その評価に当たつても、子供の視点に立つて、子供一人当たりで見れば目標で示すことが有意義なことであると考えております。

子ども・子育て支援金と保険料の関係についてお尋ねがありました。支援金制度については、少子化、人口減少に歯止めをかけることにより、医療保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重要な受益ともなるものであり、保険料の目的外使用との御指摘は当たりません。

現行の医療保険制度においても、保険料が充てられていないものとして、出産育児一時金や保険給付に該当しない保健事業があるほか、介護納付金など、医療保険と併せて拠出したきつとも、社会連帯等の観点から、医療保険とは異なる制度の拠出に充てている例もあります。

このように、現行の医療保険制度においても給付と負担の関係は様々である中、反対給付性については、保険料の一部を取り出して判断されるのではなく、保険料全体として判断されるものであり、と考えております。このため、支援金制度の導入により、医療保険の保険料全体としての反対給付性が失われるのではなく、支援金は租税には当たらないと考えております。また、こうした考へ方は、御指摘の最高裁判例と矛盾するものではありません。

伴走型相談支援についてお尋ねがありました。妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近な場所での相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援の取組を推進してきたところであり、本法案において、児童福祉法に基づく新たな事業として制度化することとしております。

その担い手の在り方については、法律の施行に

向けて、自治体の取組状況、体制等も踏まえつつ、当事者の立場に立つて具体的方策を検討してまいります。

こども誰でも通園制度についてお尋ねがありました。

こども誰でも通園制度は、全ての子供への支援を強化するものであり、医療的ケア児や障害のある子供も利用できるよう検討を進めるとともに、制度化を見据え、実施主体となる市町村への働きかけ、提供体制の整備の支援を行つてまいります。

制度化後の上限時間は、今年度から月十時間を上限としている試行的事業の状況や、全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、今後検討をいたします。

また、配置基準については、加速化プランに基づき、令和六年度より、四、五歳児における保育士の配置基準を七十六年ぶりに改善することにも、令和七年度以降、一歳児も改善を進めることとしており、まずはこれらの取組を着実に実施してまいります。

学校給食の無償化についてお尋ねがありました。実態の把握や課題の整理は、一部の自治体や学校において学校給食が実施されていない状況もあるため、児童生徒間の公平性等の観点から、必要なプロセスと考へております。

全国ベースの実態調査の調査結果の公表を六月までに行つた上で、法制面等も含め課題を整理し、結論を出してまいります。今、調査中の段階で、その結論について事前にお答えすることは困難であると考えております。

ヤングケアラー支援についてお尋ねがありました。ヤングケアラーについては、必要な支援を着実に進めていくためには、まず、地方自治体がその実態を把握することが重要であると認識をいたします。

市区町村における子ども家庭センターの全国展開を進め、同センターが子供に身近な学校等と連携してヤングケアラーを把握するとともに、一人一人の子供、若者の状況を踏まえながら、必要な支援につなげることが出来る体制を整えてまいります。

子供の居場所についてお尋ねがありました。全ての子供、若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動等に接することは、子供、若者のウェルビーイング向上の観点から重要であると考えています。

昨年未だに子どもの居場所づくりに関する指針を閣議決定したところであり、これに基づき、自治体、学校、地域住民など関係者と連携して、子供の居場所づくりを推進してまいります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 一谷勇一郎君。

〔一谷勇一郎君登壇〕

○一谷勇一郎君 日本維新の会・教育無償化を実現する会の一谷勇一郎です。

今、日本は、前代未聞の危機に直面しています。私たちが、そして子供たちが生きる令和の日本社会は、世界のどの国もいまだ経験したことのない超少子高齢、人口減少社会です。団塊の世代が七十五歳を迎えるとともに、毎年百万人規模の都市が消滅していく、歴史的にも類例を見ない、大きな転換期を迎えています。国民の価値観も多様化し、家族の在り方をめぐって、国会でも大きな論争が巻き起こっています。

そうした中、十一年前に私たちが日本維新の会という新しい政党を結党した理由は、まさに、少子高齢化という厳しい峠を乗り越えていく、そのための日本大改革を実行するためでした。日本維新の会が誕生した大阪で、子育て世代が最も大切に

にしている教育に光を当て、教育の完全無償化、すなわち、幼児教育から大阪公立大学という高等教育まで、所得制限なしの教育無償化を実現してきたゆえんでもあります。

こうした立場からいえば、一億総活躍とか子育て安心とか、言葉遊びに終始してきたこれまでの自民党政権と異なり、岸田内閣が、いわゆる次元の異なる少子化対策を取りまじめ、財源まで含め、こうして抜本的な法案を国会に上程してきたこと自体については、高く評価しているところで

そこで、まず冒頭、本法案がこれまでの少子化対策とどう次元が異なるのか、総理の言葉で改めて御説明ください。

他方、その中身をぶさばさに拝見すると、少子化対策の内容、メニュー、さらには財源に関する考え方で、私たちが日本維新の会の考え方、政策思想とは相入れない点が多くあります。今回の加速化プランが日本の繁栄を持続可能なものにする最後のチャンスであるとの認識を共有し、私たちが真摯に政権に向き合い、意見を表明しますので、総理におかれても、誠実に論戦に応じたいと希望します。

まず、現状に対する危機感であります。国立社会保障・人口問題研究所は、二〇二〇年の国勢調査の結果を基に、日本の人口が二〇五六年に一億人を下回り、二一〇〇年にはおよそ六千三百万人に半減するという推計をまとめています。そして、本年一月には、民間の有識者グループが、複数の人口シナリオを設定した上で、二一〇〇年に人口を八千万人の規模で安定化させることを目標とすべきという人口問題に関する提言を発表しました。

私たちは、こうして少子化対策に膨大な公費を投じるのであれば、政府も、この民間有識者グループのような複数シナリオに基づく人口目標を設定すべきであると考えます。もちろん、一人一

人の国民がどのように生きるかは自由であります。国家として、人口問題にどう向き合うのか、少子化対策にどう取り組むのか、外国人労働者の扱いも含め、日本の繁栄の姿について具体的なイメージを持つことは必須であると思うのです。

そこで、伺います。日本政府は、なぜ人口目標を設定してこなかったのでしょうか。繰り返しになりますが、一人一人の国民がどのように生きるかは自由であり、イメージなくして、少子化対策の規模も決められないし、外国人労働者の受入れ方針も場当たり的なならざるを得ないと考えます。総理が描く二〇〇年の人口目標、そして日本全体の具体的なイメージを御紹介ください。

総理は、少子化対策の三つの柱の一つに切れ目ない支援を挙げ、教育負担を軽減することが、子供たちが未来を見通す重要な政策であるとおっしゃっています。しかし、実際に加速化プランに盛り込まれた教育無償化策は、多子世帯に限定した大学授業料無償化にとどまっています。政府の教育無償化策がこうした極めて限定的な内容に終始する理由を御説明ください。

学生の三人に一人が、卒業時に多額の負債を背負うと言われていきます。そうした教育に係る莫大な費用のために、若者が借金の返済にきゅうきゅうとし、結婚や出産に踏み出せなくなっている現状を見るにつけ、私たちは、教育無償化こそ国の未来をつくる真の礎であると考え、二〇一六年三月に、幼児教育から高等教育までの教育無償化を内容とする憲法改正原案を公表してきました。

他方、私たちが教育無償化に取り組んできた理由は、いわゆる少子化対策のためというよりも、もつと高次の教育を受ける権利、教育機会の均等を実現するためでした。もちろん、教育無償化が若者の経済負担を軽減し、結婚等への環境を整えることになるでしょう。しかし、それはあくまで

も副次的なものであり、最も大事なことは、子供たちの権利、教育を受ける権利を守りたい、そうした思いからでした。

どのような政策が少子化対策に有効なのか、日本のみならず、世界の先進国が悩みながら対策を講じているのが実態です。子ども家庭庁を創設した当時の小倉将信担当大臣が、エビデンス、根拠に基づく政策立案を推進するためにE・B・P・M研究会をつくられたのは見識であると注目をしました。様々な政策分野がある中で、少子化対策ほど、何が有効な対策なのかエビデンスのない分野はないと私たちは考えますが、総理の見解を求めます。

特に、我が国にあつては、世界のどの国も経験したことがない超少子高齢社会を迎えます。そうした中で、トライ・アンド・エラー、試行錯誤を繰り返しながら政策体系を固めていく必要があると思います。やみくもに思いついた政策を積み上げ、はい、これが次元の異なる政策です、三・六兆円ですと胸を張られても、国民は興ざめるばかりです。

そうした観点から、急いで、一兆円の子ども子育て支援金という恒久財源のための制度、それも、後に述べるように、極めて筋の悪い制度を創設する必要があるのか、大いに疑問です。予算委員会では、子ども・子育て支援金の負担は五百円だ、千円だと、バナナのたたく売りみたいな加藤鮎子担当大臣の答弁が話題になりましたが、いずれにせよ、国民に実質的な負担が生じないとする政府の説明がまやかしてあることははっきりしました。岸田総理が繰り返す、負担がないという答弁は、高齢者の自然増でもっと増えようであった費用を抑えたから負担がないという自然増のまやかashiと、負担の絶対量は増えるが負担率は増えないという負担率のまやかashiで算出される、誰も理解できない霞が関数学にすぎません。大事なことは、少子化対策の財源をどう支えるべきかという骨太な議論であります。

総理に伺います。

なぜ恒久財源の確保を急ぐのですか。骨太な政策を執行していくために財源が必要なのは当然ですが、少子化対策の規模として三・六兆円が適正なのか、そうした歳出よりも社会保険料を低減させる方が有効ではないのか。はたまた、歳出の規模をもっと拡大すべきとの議論もあるでしょう。国民に負担を求める新制度として、子ども・子育て支援金制度の考え方は拙速に過ぎると考えますが、総理の見解を求めます。

私たち日本維新の会が結党された二〇一二年、自民党、公明党、そして民主党が、いわゆる三党合意、社会保障と税の一体改革に関する合意をし、子ども・子育て関連三法が制定されました。当時の決定の最大のポイントは、子供、子育て支援策の拡充を図るための財源は消費税に求めるところでございました。自民党と公明党は政策転換をしたのですか。総理に見解を求めます。

他方、今回創設される子ども・子育て支援金は社会保険料です。言うまでもなく、社会保険料は所得をベースとしているため、現役世代に重くのしかかります。さらに、年収約一千二百万を境に負担は頭打ちとなり、中間層の負担が最も重くなる負担構造を有しています。受益と負担と対応関係が不明瞭な少子化対策にまで保険料を適用することは、保険料の目的外使用であり、かつ少子化対策にも反すると考えますが、いかがでしょうか。総理の答弁を求めます。

政府は、全世代型社会保障を目指す改革の道筋、改革工程において、能力に応じた負担構造、いわゆる応能負担について言及し、預貯金口座へのマイナンバー付番の状況を検討すると明記しています。受益と負担と対応関係が不明瞭な少子化対策にまで社会保険料を活用するということがあれば、少なくとも応能負担の仕組みを構築してからにすべきではないか、総理の見解を求めます。さらに、社会保険料は労使折半ですから、受益

と負担と対応関係が不明瞭な少子化対策にまで社会保険料を活用することは、その負担が現役世代に偏るだけでなく、企業にも過大な負担を求めることになり、非正規雇用へのシフトといった形で企業行動に悪影響を与えかねません。賃金と物価の好循環を実現できるかどうかの正念場にあつて、やはり子ども・子育て支援金の創設は間違っていると断じざるを得ません。総理の見解を求めます。

以上のように、社会保険料を少子化対策のために拠出する新制度、子ども・子育て支援金制度には深刻な問題が内包されています。一、三党合意から大きな変節であること、二、基本的な保険原理に反すること、三、応能負担を支えるためのマイナンバーに係る制度のインフラが完成していないこと、四、企業行動に与える悪影響が想定される等、枚挙にいとまがありません。なぜ、こんな制度案が閣議決定され、国会に上程されてしまったのか。

私たちは、自公政権が税制に関する議論を封印してしまつたからであると考えます。岸田総理は、昨年十一月二十四日の衆院予算委員会で、我が党の質問に対し、社会保障と税の一体改革は終わったものではなく、持続可能な社会保障制度を確立するための継続的な取組であると答弁されましたが、翌月に閣議決定された改革工程に、税制への言及はありませんでした。結局、自公の三党合意とは、社会保障と一体改革とは名ばかりの、単なる消費税の苦みを包んで国民をだますためのオブラートであつたと断じざるを得ないので

す。いわゆる加速化プランの財源の基本骨格を見ると、今後、政府として取り組む社会保障改革の果実を、現在の現役世代に厳しい負担構造を維持したまま、公費の節減等の効果一・一兆円、そして社会保険負担軽減の効果一兆円と明記されています。

しかし、今後、ますます厳しさを増す少子高齢化社会を乗り越えていくためには、社会保障改革の果実の全てを、果実の全てを、果実の全てを現役世代の可処分所得の増大、すなわち、社会保険料負担の軽減に振り向けるべきであると考えますが、いかがでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。

私たち日本維新の会は、全ては次世代のために、教育無償化こそ国の未来をつくる真の礎となると考え、八年前の二〇一六年三月に、幼児教育から高等教育までの教育無償化を内容とする憲法改正原案を発表しました。統治機構から緊急事態、憲法九条、そして教育無償化まで、憲法改正のための憲法改正ではなく、国の繁栄のための憲法改正に取り組んでまいりたいと存じます。

岸田総理は、今年九月までの総裁任期中に憲法改正の実現を目指すと言言されてきましたが、さきの自民党大会では、党派を超えた議論を加速すると表現を交えてしまいました。総理に国の未来をつくる思いがおりなれば、私たち日本維新の会とがっぷり四つに組んで、憲法改正原案を完成させ、そして、憲法を国民の手に取り戻す、憲法改正国民投票を実施しようではありませんか。

最後に、憲法改正に向けた総理の改めての決意表明を求め、会派を代表しての質問とさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 一谷勇一郎議員の御質問にお答えいたします。これまでの少子化対策との違いについてお尋ねがありました。これまでも少子化対策との違いについてお尋ねがありました。昨年未だにまとめた、こども未来戦略においては、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子供、子育て世帯を切れ目なく支援する、この三つの理念の実現を掲げ、約

三・六兆円規模に及ぶ前例のない規模で、子供、子育て支援を抜本的に強化することとしております。

この実行に向けては、本法案には、児童手当の抜本的拡充、こども誰でも通園制度の創設、育児休業給付の充実など、長年指摘されながら実現することができなかった施策を盛り込んでおります。

こうした制度や施策の充実と併せて、社会全体で子供や子育て世帯を応援する機運を高める取組、これも重要であると考えており、これらを車の両輪として進めてまいることが重要であると考えております。

人口目標と日本社会の具体的なイメージについてお尋ねがありました。

結婚、妊娠、出産、子育て等は、個人の自由な意思決定に基づくものであり、お尋ねのような人口目標というものは定めておりません。

一方で、少子化の進行は危機的な状況にあります。若年人口が急激に減少する二〇三〇年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待たなしの瀬戸際であると認識をしております。

こうした危機感から、三・六兆円規模に及ぶ前例のない規模で、子供、子育て支援を抜本的に強化することとしたものであり、スピード感を持って実行し、若い世代が希望どおり結婚し、子供を持ち、安心して子育てできる、こうした社会の実現を果たしていきたいと考えております。

加速化プランに盛り込まれた教育の無償化策についてお尋ねがありました。

加速化プランにおいて、高等教育費について、令和七年度から、多子世帯における大学等の授業料等の無償化をすることとしている理由は、三人の子供を持つ家庭にとつて最も経済的に厳しい状況にあるのが三人同時に扶養している期間であるからであり、財源も限られている中で、このような内容を設定したものであります。

速化プランを取りまとめたことは、高く評価したいと思えます。本法案は、これを実現するための極めて重要な法案であります。

今回の加速化プランによる子育て政策の抜本的拡充に必要な財源は約三・六兆円であり、これが実現すれば、OECDトップレベルの予算規模となります。政府は、この七割以上の二・六兆円を徹底した歳出改革などで賄い、残りの一兆円を支援金制度で充てるとしています。本法案では、この支援金制度の導入が法定化され、その使途も子育て政策に限定されるとともに、こども金庫創設により予算の見える化が図られます。支援金制度も含め、全ての子供の育ちを社会全体で支える財源が確保されることは、大きな意義があると考えます。

その際、総理がこれまでおっしゃって来たように、全体としては支援金制度導入によって実質的な負担が生じないということですが、今回、こども家庭庁が公表した拠出額の試算からも分かるように、個人ベースで見ると、加入している医療保険制度や収入により、異なる金額を拠出していたかということだと思えます。

大切なことは、こうした拠出をしていただく支援金の意義を、総理のメッセージとしてしっかりと伝えていくことではないでしょうか。一つは、子育て中の方々、つまり、今回の給付拡充で具体的な受益を受ける方々がどのようになるのかということですが、もう一つは、子育てを終えた高齢者の方やお子さんがいない方などへのメッセージです。こうした方々に、ただ拠出をお願いするということではなく、少子化傾向が食い止められることによつて、社会経済の安定を通じた受益を受けるということをしつかりとお伝えいただきたい。こうした二つの支援金制度の意義について、国民へのメッセージとして、総理の御答弁をお願いいたします。

要因が大きく、政府は、賃上げ等の取組により若い世代の所得を増やすとともに、子育て世帯に対する経済的支援の強化を行うことが不可欠であります。

その大きな柱の一つが児童手当であります。公明党は、一九六三年から児童手当の創設とその拡充を一貫して訴え、これを着実に実現してきました。本法案では、我が党の強い要望を受け、児童手当の所得制限を撤廃、支給対象を高校生年代まで延長、第三子以降は三万円とし、多子加算の力ウン卜方法を見直すなどの抜本的拡充がなされたことは、高く評価したいと思います。

子育て政策における児童手当の位置づけと、その拡充の意義、狙いについて伺いたいと思います。これまで、ゼロ―二歳児に対する支援はほかの年齢に比べ手薄であり、公明党は支援の充実を訴えてきました。本法案では、妊婦のための十万円相当の支援給付や妊婦等包括相談支援事業の創設、産後ケア事業の強化に加え、全ての子供が利用可能となることも誰でも通園制度が実現します。

他方で、子育て、保育の受皿の状況は地域によつて大きく異なり、子供の減少が著しい地域から、まだ待機児童がいる地域など様々であり、保護者のニーズも多様です。十時間の利用上限についても、足りないとの声もあります。現に行われている試行的事業を通じ、できるだけ多くの方のニーズに合致する制度設計が望まれますが、そのためには人材の確保が不可欠です。

こども誰でも通園の本格実施に向け、必要な人材の確保と着実な提供体制の整備について答弁を求めます。
幼児教育、保育の支え手を確保し、質を向上させていくことも極めて重要です。この度、七十五年ぶりに職員の配置基準が改善されますが、保育の質の向上と処遇改善を更に進めていく必要があります。今まで、累次の処遇改善加算を行い、令

和五年度補正予算でも、公定価格上の人件費を五・二%改善しましたが、現場の保育士に賃上げ実感が届いていないという声もお伺いし、更なる実効性の確保が必要であります。

保育士等の処遇改善の現状と、それを現場に行き渡らせるための取組について伺いたいと思います。

今回の加速化プランでは、公明党が長年強く要望してきた一人親世帯への支援に欠かせない児童扶養手当が拡充されるほか、児童虐待防止や、障害児、医療的ケア児への対応等を行う支援拠点の充実などが図られます。また、ヤングケアラーへの支援を法制化し、地域による支援格差を解消します。

子供の貧困を始め、こうした多様な支援ニーズへの対応を強化し、誰一人取り残さない社会を実現するための取組について伺いたいと思います。

女性の社会進出が進む一方で、結婚や出産による負担が女性に偏っており、共働き、共育での実現は極めて重要なテーマです。本法案では、出生後休業支援給付や育児時短就業給付の創設が盛り込まれており、男性育休が当たり前となり、男女共に子育てと仕事で両立する社会をつくらなければなりません。そのためには、制度そのものの充実に加え、休業中の業務を支える体制づくり、育休や時短勤務を取りやすい職場づくりへの支援を強化する必要があります。

共働き、共育を社会全体で応援するための取組について伺いたいと思います。

今後、子育て政策を遂行していく中で、若者や子育て当事者の不安を払拭し、より納得感があるものとしていかなければなりません。そのためには、こども家庭庁が司令塔となり、若者や子育て当事者の声を聞き、ニーズを迅速に把握し、そして、加速化プランに基づいて行われる政策の効果を検証し、見直しを含め、PDCAサイクルを回していくマネジメント体制を確立する必要があります。

と考えますが、いかがでしょうか。

子供、子育て政策の充実、加速化プランで終わるものではありません。こども未来戦略では、二〇三〇年代初頭までに我が国の子供、子育て予算の増進を目指すこととされています。特に、子育て世帯の要望の強い高等教育費については、公明党は、二〇三〇年代までの無償化を訴えています。このほか、若者の経済的基盤の強化など、更なる施策の充実を今後も図っていくべきです。

少子化を克服し、子供の幸せを最優先する社会を実現するため、加速化プランの先へ向けた施策の更なる充実について、総理の決意をお伺いし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 中野洋昌議員の御質問にお答えいたします。

支援金制度の二つの意義についてお尋ねがありました。

子ども、子育て支援金制度は、加速化プランの実行を安定的に支えるものであり、その収入は、児童手当の抜本的拡充など、子育て世帯への給付に充てられます。そして、支援金制度を通じてこうした給付の充実、政府が総力を挙げて取り組む賃上げ等とも相まって、若い世代の所得を増やし、結婚、子育てを確実に応援していくものとなっております。このことを、子育て世帯や、これから結婚、子育てを考えられる世代に、しっかりとお伝えしていきたいと考えております。

また、こうした給付を受けない方にとつても、支援金制度は重要な意味を持ちます。危機的状況にある我が国の少子化傾向を反転させることは、我が国の経済社会システムや地域社会を維持することにつながるほか、世界に冠たる国民皆保険制度の持続可能性を高めることにより、誰もが社会の一員として受益するものです。このため、高齢者や子供のいない方も含め、拠出をお願いしたいと考えております。

こうした支援金制度の二つの意義について、国民の皆様が御理解いただけるよう、引き続き説明を尽くしてまいります。

加速化プランのマネジメント体制についてお尋ねがありました。

少子化対策を進めるに当たっては、KPIを適切に設定し、政策の効果等を検証しながら進めていくことが不可欠であり、既に、子ども大綱において、政策全体に係るKPIとして、数値目標を含めた指標を設定しております。

その上で、加速化プランに盛り込まれた個別の施策を含め、具体的に取組む施策の進捗状況を把握するための指標を、本年六月をめどにまとめる、子どもまんか実行計画において設定することとしております。

子供、若者、子育て当事者の意見に耳を傾け、その意見を政策に反映させることに加え、こうした枠組みを重層的に活用することで、PDCAの観点を踏まえながら、子供、子育て政策を推進してまいります。

加速化プランの先へ向けた施策の更なる充実についてお尋ねがありました。

子供、子育て政策の充実、決して加速化プランで終わるものではありません。御指摘の高等教育の負担軽減や、若者の経済的基盤の強化を含め、加速化プランの効果の検証を行いながら、政策の内容、予算を更に検討してまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤鮎子君登壇)

○国務大臣(加藤鮎子君) 答弁の前に、趣旨説明に関する発言につきまして、訂正させていただきます。趣旨説明中、育児時短休業給付と発言をいたしました。訂正をさせていただきます。

中野洋昌議員の御質問にお答えいたします。

児童手当の拡充の意義や狙いについてお尋ねがありました。

理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最も高くなっており、経済的支援の充実が重要です。

こうした状況を踏まえ、児童手当については、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、全ての子供の育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化します。

その際、所得制限を撤廃し、教育費の負担が大きい高校生年代への支給を延長し、より経済的支援の必要性の高い子供三人以上の世帯で、第三子以降の支給額を三万円へ増額することで、抜本的な拡充を図ってまいります。

子ども誰でも通園制度の人材確保と提供体制の整備についてお尋ねがありました。

子ども誰でも通園制度を進めるに当たっては、保育人材の確保が大変重要です。引き続き、保育士の処遇改善を進めるとともに、保育士を希望する方への資格取得支援、保育所等におけるICT化の推進等による就業継続のための職場環境づくりなど、総合的に取り組んでまいります。

また、制度の本格実施を見据え、実施主体となる市町村においては、計画的に提供体制の整備を行うこと、市町村向けの説明会を適時に行うことなどにより整備を支援してまいります。

保育士等の処遇改善の現状と取組についてお尋ねがありました。

行った取組が現場に行き渡ることが重要で、このため、処遇改善等加算においては、加算額が確実に賃金改善に充てられる仕組みとしております。さらに、今般の法案においては、費用の使途の見える化に関する内容を盛り込んでおり、保育所等からの報告内容を分析することにより、職種別の賃金改善の状況等を明らかにする等、透明性の向上を図ることとしております。

多様な支援ニーズへの対応の強化についてお尋ねがありました。

子ども家庭庁では、子ども家庭センター設置など、本年四月からの改正児童福祉法の円滑な施行に取り組みとともに、子ども未来戦略に沿って、児童扶養手当の所得制限の見直しや多子加算の増額、大学等への進学を応援するための学習支援の強化、障害のある子供の補装具費の所得制限撤廃など、対応を大幅に強化してまいります。

また、本年四月施行の障害福祉サービス等に係る報酬改定による家族支援やインクルージョン推進、本法案によるヤングケアラー支援に係る自治体間の取組格差の是正等も図ってまいります。

これらにより、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいります。(拍手)

○国務大臣(武見敬三君) 中野洋昌議員の御質問にお答えいたします。

仕事と育児を両立できる職場づくりに取り組み事業主への支援についてお尋ねがありました。

子育て世帯の共働き、子育てを推進するため、中小企業事業主に対して、両立支援等助成金を支給し、育児休業や短時間勤務を利用している間、その業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合などに助成を行うとともに、労務管理の専門家から個別の相談支援等を無料で受けられる事業も実施しているところです。

児童が両立できる職場環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

(高橋千鶴子君登壇)

○副議長(海江田万里君) 高橋千鶴子君。

高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、子ども・子育て支援法等改正案について質問します。(拍手)

少子化に歯止めがかかりません。異次元の少子化対策といいますが、問われるのは政治の責任です。子ども未来戦略には、少子化の要因として、雇用形態別に見て非正規より正規の方が、年収が低いより高い方が、配偶者がいる割合が高いとあります。また、これから先、子供の生活を保障できるほどお金を稼げる自信がない、コロナ禍で突然仕事がなくなったり解雇されたりすることへの不安が強くなったなど、若い世代の声を紹介しています。

そうした要因をつくってきたのは政府自身ではありませんか。相次ぐ労働法制の緩和と正規雇用を派遣や契約社員に置き換え、不安定雇用と低賃金、あるいは過労死するほどの長時間労働の中に若者を置いてきたからにはかなりません。

子ども大綱には、子供、若者の多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押しつけられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていくとあります。同感です。

しかし、政府は、人口減少に歯止めをかけなければ、社会保障のみならず、我が国の経済社会システムを維持することは難しいと強調しています。結局、経済優先ですか。若い世代に価値観と責任を押しつけてはなりません。

法案について伺います。

児童手当の拡充は、私たちが求めてきたことで

もありません。特に、所得制限の撤廃は、子供は社会が育てるという理念によるものでしょうか。自民党は、野党時代に、この理念を否定し、子ども手当を頓挫させ、児童手当法に、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有すると修正されました。自民党はこうした考えを反省し、改めませんか。お答えください。

急がれるべきは、子供の貧困の解消です。特に母子世帯は、八六・三%が就労していないながら平均年収は二百七十二万円にすぎず、二人に一人が貧困ライン以下です。今回、児童扶養手当の所得制限を満額百九十万円、一部支給三百八十五万円に引き上げますが、低過ぎます。三百八十五万円を満額支給の上限にするなど、更に拡充すべきではありませんか。

また、全国の自治体で広がっている学校給食の無償化や三歳未満児の保育料無料化などは、国の責任で行うべきです。高校授業料の完全無償化、学費や奨学金返済も半額、入学金ゼロなど、思い切った教育費の負担軽減を進めるべきです。

次に、これも誰でも通園制度について伺います。三歳未満児は、就労要件を問わずに保育所の利用ができるようになります。ワンオペ育児など、子育ての悩みに応え、全ての子供の育ちを応援するという理念は重要だと考えます。

誰でも通園制度が一時預かりと違うのは、保護者の都合ではなく子供の利益のためだといえます。それなら、全国どこでも、アプリで空き状況を把握して臨時に保育を頼めるという仕組みは、本当に子供のためになりますか。新しい給付制度の対象には、現在の教育・保育給付の対象となっていない施設も入るのですか。

保育とは、養護と教育を一体的に提供するものであり、保育士の役割は決定的だと思いますが、認識を伺います。誰でも通園制度の配置基準はどのようになるのですか。限定的な利用とはいえず、

保育の質を引くようなことはあってはなりません。全ての子供の育ちを応援という理念が通常の保育においても生かされること、保育士の処遇改善と配置基準改善を更に進めるべきと考えます。見解を伺います。

焦点となっているのは、加速化プラン三兆六千億円の財源についてです。

まず、支援金について。今回示された金額は平均額にすぎず、所得や世帯の構成によって大きく変わります。特に市町村国保は、無収入の被保険者が半数を占め、今でも負担が重過ぎるのに、現在の保険料に対する支援金の比率は五・三%と最も高くなります。いずれにしても、負担増であること、元々ある社会保険の逆進性を更に強めることにはなりません。

次に、社会保障の改革工程表の中には、介護保険のケアプランの有料化、医療、介護の自己負担率の引上げなど、負担増が含まれています。社会保障負担率というマクロの数字を使って、実質負担増がないと言っているのは、国民に対して極めて不誠実ではありませんか。まして賃上げは、民間企業の努力を期待しているだけであって、政府自らの成果のように言うべきではありません。

さらに、既存予算の徹底活用として、インボイス導入による消費税増収分を充てるのはなぜですか。また、その見込額を伺います。

少子化はまさに国の存続そのものに関わる問題というのに、なぜその財源は社会保障関係予算の中でのやりくりなのかという私の質問に、社会保障関係費以外のやりくり分は防衛力強化のための財源だと答えました。とんでもありません。総理、防衛予算の前年比増の分だけでも一兆一千万円、子ども・子育て支援金制度分が賅えるではありませんか。本気で国の存続を考えると、まずはこちら、これもまんなかを財源においても貫くべきです。

終わりに、自民党派閥の裏金問題を通し、政治

は誰のためにあるのかとの問いが突きつけられています。中途半端な処分を幕引きにせず、全容解明と、パーティー券含め企業・団体献金の禁止に踏み出すときです。この問題を自ら解決する力のない自民党、岸田政権に子供の未来を語る資格はないと申し述べ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君)

お答えいたします。

少子化と若い世代の雇用との関係についてお尋ねがありました。

若い世代の雇用や所得などの経済的基盤の問題は、少子化の要因の一つであると認識をしております。

労働法制については、例えば、派遣労働者のキャリアアップや、雇用安定のための措置の導入や、時間外労働の上限規制の導入など、労働者保護に資する累次の改正を行っております。

また、若い世代の経済的基盤の強化のため、最重要課題である賃上げに加え、それを持続的、構造的なものとするための三位一体の労働市場改革、さらには、同一労働同一賃金の徹底や、希望する非正規雇用労働者の正社員への転換に向けた支援などに取り組んでまいります。

少子化対策に関する若い世代への価値観等の押しつけについてお尋ねがありました。

結婚、妊娠、出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけたリプレッシャーを与えたりすることは決してあってはならないと考えます。

その上で、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけなければ我が国の経済社会システムを維持することは難しく、それは、若い世代や将来世代も含め、あらゆる方々に影響することです。このため、若い世代が希望どおり結婚し、子供を持ち、安心して子育てができるよう、社会全体で若い世代を支えていくことが重要であると考えており、

価値観等の押しつけとの指摘は当たらないと考えます。

児童手当の拡充についてお尋ねがありました。これも未来戦略においては、全ての子供、子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援するという基本理念の下、全ての子供の育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化するため、児童手当の所得制限を撤廃することといたしました。

法の目的規定については、引き続き、平成二十四年の三党合意に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童手当を支給する、このことを維持することとしており、自民党の基本的な考え方と所得制限を撤廃する趣旨は矛盾するものではないと考えております。

教育費の負担軽減についてお尋ねがありました。政府としては、加速化プランにおいて、高等教育費について、令和六年度から給付型奨学金等の多子世帯及び理工農系の間層への拡大等を行うとともに、令和七年度から多子世帯における大学の授業料等の無償化をすることなど、負担軽減を行うこととしております。

様々な御提案をいただきましたが、政府としては、加速化プランで掲げた教育費負担の軽減を着実に進め、その実施状況や効果を検証し、引き続き教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

これも誰でも通園制度及び保育士の処遇改善と配置基準改善についてお尋ねがありました。

これも誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するものであるため、保育士の役割が重要であり、保育の質の確保に十分に配慮しつつ、制度を実施してまいります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高橋千鶴子君の質疑 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中健君の質疑

制を早期に確保するため、今後とも、保育士等の処遇改善や職員配置基準の改善に取り組んでまいります。
子ども・子育て支援金制度についてお尋ねがありました。

国民健康保険については、低所得者への保険料軽減措置等、公費を他の制度より手厚く投入するなどの措置が講じられています。医療保険料と併せて拠出いただく支援金についても、これに準じた措置を講ずること等を通じて、所得に応じて拠出いただく仕組みとすることとしており、逆進性が強まることの御批判は当たらないと考えています。

なお、御指摘の現行の医療保険料に対する比率は、どの医療保険制度においても一定の範囲内に収まっているものと考えております。

社会保障の改革工程と社会負担率を用いた説明との関係についてお尋ねがありました。
昨年末に閣議決定した改革工程では幅広いメニューが列挙されていますが、これらは、一義的には、社会保障の持続可能性を高め全世代型社会保障を構築する観点から盛り込まれたものであり、議論を続けていかなければなりません。これらのメニューの中から、実際に取組を検討、実施するに当たっては、必要な保障が欠けることがないように、見直しによって生じる影響を考慮しながら、丁寧に検討してまいります。

社会負担率については、支援金制度の構築に当たって実質的に負担が生じないと申し上げている際に、抽象論に陥らないよう、具体的なモデルクマールを設けることとしております。歳出改革によって生じる保険料負担の軽減効果を積み上げ、その範囲内で支援金制度を構築することを基本とすることにより、支援金制度の構築によって社会負担率が上昇しないことといたします。
インボイス制度導入に伴う増収分の活用についてお尋ねがありました。

加速化プランの実施を支える財源の確保として既定予算の最大限の活用に取り組む際には、消費税収は社会保障四経費に充てるという消費税法の規定も踏まえ、一般のインボイス制度の導入に伴う御指摘の増収分を足下の喫緊の課題である子供、子育て政策強化の財源に充てることとしたところでです。

なお、当該増収分の金額の見込みは、平年度において国、地方合わせて約〇・二兆円程度であります。

子供、子育て政策と防衛力強化の関係についてお尋ねがありました。

防衛力強化のための財源確保に当たっては、防衛関係費が非社会保障関係費であることを踏まえ、社会保障関係費以外の経費を対象として歳出改革を行うこととしております。

他方、少子化対策のための歳出改革については、社会保障関係費を対象にすることとしていますが、このような歳出改革を財源として少子化対策を進めることは、全世代型社会保障の構築に資することとなり、適切なものであると考えております。

防衛力の抜本的強化と、子供、子育て政策の抜本強化、どちらか一方ということではなく、共に必要な予算をしっかりと措置するための財源確保に取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤鮎子君登壇)

○国務大臣(加藤鮎子君) 高橋千鶴子議員の御質問にお答えいたします。

児童扶養手当の拡充についてお尋ねがありました。児童扶養手当については、給付の重点化を図る観点から、所得限度額を設け、所得が一定額を超えると減額する仕組みとしています。今般、所得限度額の引上げを行いますが、近年

の一人親の就労収入の上昇等を踏まえた見直し内容としてまいります。

一人親家庭への支援については、児童扶養手当等による経済的支援のみならず、就業支援、生活支援や養育費確保支援など、多面的に支援を行うこととしております。こうした支援を確実にお届けしていくことで、一人親家庭の生活をしっかりと支援してまいります。

子ども誰でも通園制度についてお尋ねがありました。子ども誰でも通園制度については、全ての子供が円滑に利用できるよう、保護者が空き状況を確認し、簡単に予約することが可能となる一元的なシステムが必要と考えています。

また、現在の教育・保育給付の対象となっていない施設においても、実施主体である市町村による認可の下、受入れ体制が整っている場所において実施することも可能とすることを考えております。

さらに、配置基準につきましては、試行的事業において、一時預かり事業と同様の人員配置基準で行うこととしております。その上で、制度の本格実施に向けて、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、保育士以外の人材の活用も含め、保育の質の確保にも十分に配慮しつつ、更に検討を行ってまいります。

保険料に対する支援金の比率についてお尋ねがありました。先日記表した医療保険制度ごとの支援金額の試算においては、御参考として、令和三年度の医療保険料額に対する令和十年度の支援金額の比率をお示ししております。

国民健康保険につきましては、御指摘のとおり、この比率が五・三％となっておりますが、医療保険各制度の保険料額については、それぞれの医療費水準や制度間の財政調整等の影響を受けるものであり、一定のルールに従って機械的に拠出額

が按分される支援金の額との比率は、各制度で厳密に一致するものではありません。

このため、この比率は、結果として医療保険制度間で違いが出ていますが、一定の範囲内に収まっているものと考えています。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案について質問させていただきます。(拍手)

まず、今回の改正法案の中で、国民民主党が訴え続けてきましたヤングケアラーの支援が法制化されます。大きな一歩です。国が実態把握に努め、地域による支援格差の解消につなげていただきたいと思っております。

一方、支援金については問題点を指摘しなくてはなりません。政府は、少子化対策の財源として、子ども・子育て支援金の新設を提案してまいりました。総理は、支援金は歳出改革と賃上げによって実質的な負担はないと説明をいたしました。今回、子ども家庭庁から示された給付と拠出の試算は、負担額を全ての国民の数で割り平均値を示しただけのものであり、月四百五十円という金額が独り歩きするのは、負担をごまかすと言われても仕方がありません。

そこで、伺います。年収によっては毎月の負担額が千円や千五百円を超えることはあり得るのでしょうか。具体的に、年収が六百万円、八百万円、一千万円の場合、それぞれの組合健保加入の被保険者一人当たりの平均の負担額は幾らになるのかをお示しください。

試算表の中で組合健保における医療保険額は加入者一人当たり一万一千三百円とありますが、この額から保険料の負担額は一円も増えないという理解でよいのかも伺います。

支援金の実質国民負担ゼロは、二つの前提が置かれています。

一つは歳出改革です。工程表には、医療、介護の三割負担の見直し、つまり高齢者の窓口負担の問題や、また、支援金の賦課に金融所得勘案、つまり金融所得の情報をどう把握するのかが問題を始め、多くの検討課題が掲げられています。それぞれの課題で財源をどれだけ捻出できるのかは示されておらず、また、それぞれ熟議が必要なテーマばかりであり、実現性が見えません。これを財源と言えらるのでしょうか。歳出削減一・一兆円の中身をお示ください。また、歳出改革の内容次第では、窓口負担の増加や受診控えなど、医療や介護制度のサービス低下につながることはないのか、総理の考えを伺います。

改革工程表の改革ができなかった場合は実質的に負担が増えることになるのかも伺います。それとも、子ども・子育て支援特別公債の発行を継続して、負担を増やさないようにするのでしょうか。既に、後期高齢者医療制度の窓口負担原則二割の導入などの検討は、選挙を意識した与党の反対等で遅れているのではないですか。総理の見解を伺います。

もう一つの前提は、賃上げです。賃上げは労使の協議によって決まるものであり、確実に全ての労働者の賃金が上がるとは言えません。実際に、春闘においても、賃上げに至っていない中小企業は数多く存在します。どうして負担がないと言い切れるのでしょうか。賃上げが上らない被保険者であっても負担は増えないと言えるのか、総理の見解を伺います。

また、社会保険料が上がることは賃上げにマイナスになるのではないかと懸念の声が上がっています。賃上げに関する課題で、正社員が雇えないのも、可処分所得が増えないのも、社会保険料の負担が大きいことが、国民民主党が行ったアンケート調査でも明らかになっています。国を挙げ

て賃上げを進めている中、社会保険料が増えることは、賃上げのマインドを下げることに繋がるとはならないのでしょうか。そもそも、支援金が労使折半であり、事業主負担も発生する中、会社側の負担金は、本来、従業員の給料に回すことができるのではないのでしょうか。総理の考えを伺います。

このままでは、子ども・子育て支援金は、現役世代に重く負担ののしかかるステルス増税となります。保険料の目的外使用が問題であることのみならず、企業にとっても社会保険料の更なる負担増となり、賃上げ抑制の要因にもなりかねず、子供を産み育てる世代の支援という少子化対策と逆行します。制度設計を見直すべきです。

年少扶養控除の廃止等により、児童手当受給時と比べ、実質手取りが減少する世帯が生まれています。国民民主党は、異次元の少子化対策は、若者世代、子育て世代、両世代の異次元の可処分所得対策であり、一日も早く教育無償化を実現し、子供たちを奨学金返済から解放し、結婚や出産がリスクだと思わない社会をつくる必要があります。除の維持拡充と年少扶養控除の復活については、検討するかしらぬかではなくて、もはやこれは少子化対策の前提であり、実質手取りが減少する世帯が生じない額を最低限支給すべきです。年少扶養控除の復活についての総理の見解を伺います。

子ども誰でも通園制度は、利用者からは助かるという声がある一方、現場からは不安の声が上がっています。モデル事業を行った自治体からは、月十時間の時間制約について、短時間しか利用できないのは託児所になつてしまふ、質の高い保育を受ける権利を守る観点からすると時間制限をなくしてほしいという声。また、都市部では、そもそも待機児童が存在しており、働きたくても働けないという問題があり、後回しにされるので

はないかとの声。保育士からは、ただ預かればいいというわけではなく、保育の質を担保すべきとの声。どれも大切な声です。

十時間の時間制約は今後拡大していく考えはあるのか、伺います。また、どの地域においても、希望の施設が利用できる環境を整備すべきであり、保育士などの保育施設で働く全ての人の賃金や労働条件を改善し、質の高い保育を提供するための必要な人材を確保すべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

保育士の配置基準がようやく改善されますが、全ての子供が良質な保育を利用できる権利を持つ保育保障の実現を目指していくためには、更なる改善が必要です。配置基準に関して今後どのような改善を図っていくのか、猶予期間を続けるのではなくて、期限を区切って早期に改善をすべきと考えますが、総理の見解を伺います。

政府は、異次元の少子化対策は、これでスウェーデン並みになったと言っていますが、国際比較可能なGDP比では二％が二・四％になっただけ。スウェーデンの三・四％にはまだ達していません。自分の国を子供を産みやすい、育てやすい国だと思ふかの国際意識調査、日本四・四％に対し、スウェーデン八〇・四％。是非、この現状を見るべきです。大きな開きがあります。

私たち国民民主党は、人づくりこそ国づくり、誰もが子供を産みやすい、育てやすいと思えるために愚直に訴えていきますことをお約束し、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇) 中健議員にお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援金制度についてお尋ねがありました。

先日、子ども家庭庁からお示ししたとおり、月約四百五十円という、加入者一人当たりの平均値

で拠出額をお示しすること、これは理にかなったものであると考えております。

毎月の具体的な拠出額は、加入する医療保険制度や所得等に依りて異なるものであり、年別別の拠出額については、数年後の賃金水準等によることから、現時点で一概に申し上げることはできませんが、所得が高く拠出額が大きい場合は、歳出改革に伴う保険料軽減効果も併せて大きくなる、この点について留意することが必要です。

子ども家庭庁の試算では、現行の医療保険料額の四から五％程度となることをお示ししており、これにより、国民お一人一人の拠出のイメージを持つていただけるものと考えております。

また、健保組合の医療保険料額については、令和三年度の実績を参考としてお示ししたものであり、歳出改革や支援金制度の影響以前に、高齢化等の影響を受けるものであることに留意が必要であります。

歳出改革による財源確保の実現性と医療、介護制度のサービス低下の可能性についてお尋ねがありました。

昨年末に閣議決定した改革工程においては幅広い歳出改革のメニューが列挙されていますが、これらは、一義的には、社会保障の持続可能性を高め全世代型社会保障を構築する観点から盛り込まれたものであり、議論を続けていかなければなりません。

これらのメニューの中から、一・一兆円の財源確保に向けて実際の取組を検討、実施するに当たっては、必要な保障が欠けることがないように、見直しによって生じる影響を考慮しながら、丁寧

に検討してまいります。政府としては、歳出改革が十分にできず、加速化プランの財源が賄えない事態は想定しておらず、徹底した歳出改革に取り組んでまいります。支援金制度の導入と賃上げの関係についてお尋ねがありました。

支援金については、実効性のある少子化対策の推進が、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、企業に極めて重要な受益をもたらすものであることから、これまで社会保険制度において事業主が果たしてきた役割や取扱いも踏まえ、事業主にその一部を抛出したことといたしました。

歳出改革によって保険料負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することを基本としており、このために実質的な負担が生じない点は事業主が抛出する分についても同様であり、支援金に事業主抛出を求めることが賃上げを阻害するとは考えておりません。

年少扶養控除についてお尋ねがありました。子ども未来戦略において、所得制限の撤廃、高校生年代への支給期間の延長、第三子以降の支給額を三万円とする児童手当の抜本的拡充を始めとした、子育て世帯に対する経済的な支援の強化に取り組んでいます。

このように、今回、主として歳出面の取組において、前例のない規模で、子供、子育て政策の抜本的な強化を図ることとしている中、子ども手当創設に合わせて、所得控除から手当へとの考え方の下で廃止された年少扶養控除の復活については、検討課題としてはおりません。御指摘のような、復活の代案としての、廃止の影響を緩和する給付を行うことも考えておりません。

子ども、誰でも通園制度についてお尋ねがありました。

子ども誰でも通園制度の来年度からの制度化後において設ける、月一定時間までの上限時間については、今年度から月十時間を上限として実施している試行的事業の状況や、全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討してまいります。

また、子ども誰でも通園制度の本格導入に当たっては、保育人材の確保は重要であり、保育士

資格の取得支援や保育所等におけるICT化の推進等による負担軽減、潜在保育士のマッチング支援等の取組を進めるとともに、引き続き、民間給与動向等を踏まえた処遇改善を行ってまいります。

保育士の配置基準についてお尋ねがありました。

加速化プランに基づき、四、五歳児における保育士の配置基準について、令和六年度より、三対一から二・五対一へ、七十六年ぶりの改善を行うとともに、一歳児についても、令和七年度以降、六対一から五対一へ改善を進めることとしております。

四、五歳児の配置基準については、人材確保等の施策を進めながら、今回の配置改善を早期に実現することができるよう努めることは当然だと考えておりますが、その前提の下、人材確保に困難を抱える保育現場に配慮し、従前の基準で運営することも妨げないとする経過措置を、当分の間、設けることとしております。経過措置の早期の終了を図ってまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 岸田 文雄君
- 厚生労働大臣 武見 敬三君
- 環境大臣 伊藤信太郎君
- 国務大臣 加藤 鮎子君
- 国務大臣 新藤 義孝君

出席内閣官房副長官及び副大臣

- 内閣官房副長官 村井 英樹君
- 内閣府副大臣 工藤 彰三君

○議長長の報告

(議決通知)

一、去る三月二十九日、本院は、国立国会図書館の館長に倉田敬子君を任命することを承認した旨参議院に通知した。

(通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法

関税込率法等の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

一、去る三月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る三月二十九日、尾辻参議院議長から額賀議長宛て、参議院は国立国会図書館の館長に倉田敬子君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る三月二十九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 中司 宏君(理事遠藤敬君去る三月二十九日理事辞任につきその補欠)

理事 遠藤 敬君(理事中司宏君去る三月二十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

- 辞任 哇元 将吾君 補欠 泉田 裕彦君
- 田畑 裕明君 東 国幹君
- 東 国幹君 田畑 裕明君
- 泉田 裕彦君 哇元 将吾君

環境委員

- 辞任 中川 康洋君 補欠 角田 秀穂君
- 角田 秀穂君 中川 康洋君

安全保障委員

- 辞任 中曾根康隆君 補欠 宮路 拓馬君

(議案付託)

一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 厚生労働委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号) 総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地域再生法の一部を改正する法律案

生活困難者自立支援法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に對する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案

関税法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

(質問書提出)

一、去る三月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本人駐在員長期拘束に関連した中国外務省報道官発言に関する質問主意書(松原仁君提出) 一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横田空域の全面返還に関する再質問主意書(谷田川元君提出)

(答弁書受領)

一、去る三月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出企業間取引の代金支払期間を三十日以内とするこの意義と実現等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出学校給食における牛乳の扱いに関する質問に対する答弁書

令和六年三月十八日提出

質問 第六六号

企業間取引の代金支払期間を三十日以内とするこの意義と実現等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

企業間取引の代金支払期間を三十日以内とするこの意義と実現等に関する質問主意書

政府は、令和三年三月三十一日付で中小企業庁長官並びに公正取引委員会事務総長より發出した「下請代金の支払手段について」の中で、親事業者による下請代金の支払について、「できる限り現金によるものとする」と「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、六十日以内とする」とを関係事業者団体代表者に要請しています。

また、令和三年六月十八日に閣議決定した「成長戦略実行計画」では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を促めること」で、五年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて六十日以内への短縮化を推進する」としています。さらに、令和六年二月二十八日に公正取引委員会が公表した「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更に」(案)に対する意見募集について「一」の中で、約束手形の指導基準(通知)を新設し、指導基準を「六十日」とする旨を記載することなどについて意見募集を行っているところとす。

そこで以下のとおり、質問します。

一 下請代金の支払期間を短縮することの意義について、政府の見解を示して下さい。

二 政府は、「下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて六十日以内への短縮化を推

進する」としていますが、「六十日以内」とした理由を示して下さい。

三 「六十日以内」から「三十日以内」に短縮することに取り組むことを検討していますか。検討していない場合は、その理由を示して下さい。

四 海外の企業間取引では、取引の発生から代金の支払まで、概ねどれくらいの期間で行われていると認識していますか。

五 わが国では、大規模な自然災害の発生が常に懸念される状況です。その中で、代金の支払期間をできる限り短くすることは、企業経営のリスクを低減させ、活力ある経済活動を促進することにつながり、税収増の効果をもたらすことも期待されます。ついては、税優遇などの政策誘導も視野に入れ、代金の支払期間を三十日以内とすること、いわゆるNET三十の実現に向けて早急に取り組みべきと考えますが、政府の見解を示して下さい。

右質問する。

内閣衆質(二一三)第六六号

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出企業間取引の代金支払期間を三十日以内とするこの意義と実現等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙) 衆議院議員山井和則君提出企業間取引の代金支払期間を三十日以内とするこの意義と実現等に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「下請代金の支払期間を短縮すること」については、下請事業者における資金繰りに係る負担の軽減及びサプライチェーン全体の付加価値の向上につながるものと認識し

ている。

二、三及び五について 公正取引委員会及び中小企業庁としては、昭和四十一年以降、御指摘の「下請代金の支払に係る約束手形」の交付日から当該手形の満期までの期間が、繊維業で九十日を、その他の業種で百二十日を、それぞれ超える場合に、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)第四条第二項第二号に規定する交付に該当するおそれがあることから、当該手形を交付した事業者に対して、当該手形の交付日から当該手形の満期までの期間を短縮するよう指導を行ってきたところ、一について述べた考え方に基づき、これらの期間を短縮していくことが重要であると考えており、下請取引の実態に関する調査等を踏まえ、業界の商慣行、取引の状況等を総合的に勘案し、「成長戦略実行計画」(令和三年六月十八日閣議決定)において、「下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて六十日以内への短縮化を推進する」としたものである。

また、お尋ねのように、「下請代金の支払期間を六十日以内」から「三十日以内」に短縮すること及び「税優遇」などの政策誘導も視野に入れ、代金の支払期間を三十日以内とすること」を含め、今後の検討については、現在、「下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて六十日以内への短縮化を推進する」ための取組を進めているところであることから、判断をもってお答えすることは差し控えたい。

四について 御指摘の「海外の企業間取引」の具体的な範囲が明らかではなく、また、商慣習は国により様々であることから、お尋ねに一概にお答えすることは困難である。

令和六年三月十九日提出
質問 第六七号

学校給食における牛乳の扱いに関する質問
書

提出者 松原 仁

学校給食における牛乳の扱いに関する質問
主意書

現在、多くの学校給食において牛乳が提供されている。これは、昭和二十九年文部省令第二十四号「学校給食法施行規則」第一条で、「学校給食の区分」として「完全給食」「補食給食」「ミルク給食」の三種類が定められているが、すべての区分で「ミルク」を給食すると規定されていることが根拠となっている。

一方、学校給食の現場では、次の①及び②の事実が認められている。

① 現在、主にアレルギーなど体質上の理由で、牛乳を拒否している児童が少なからずいると承知している。また、当職で調査したところによると、このほかに、ウィーガン、動物愛護、地球環境保護など、思想・信条の理由から牛乳を拒否したいとする児童が近年増えているとのことであった。

② 多くの自治体では診断書の提出を前提に牛乳拒否を認めていると承知しているが、その場合でも、代替品を提供しない、給食費の徴求を受けたまま診断書の提出を毎年求められ続ける、などの問題点があるとの指摘を受けた。

そこでお尋ねする。

一 給食の定義中「ミルク」とは、牛乳のほか、各種「植物性ミルク」も含むと解釈可能と考えるが、文部科学大臣の見解如何。また、当職と同見解であれば、地方自治体に同解釈を積極的に周知すべきと考えるが、同大臣の見解如何。
二 すべての自治体でまずは「診断書なしの牛乳拒否を認めるとともに、牛乳を拒否したいと

する児童・保護者が豆乳、アーモンドミルク、オーツミルク、ライスミルクなど、植物性ミルクを選択できるよう進めるべきと考えるが、同大臣の見解如何。また、それができなければ給食費を有償とする自治体においては給食費の減額を行うべきと考えるが、同大臣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一三第六七号

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出学校給食における牛乳の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出学校給食における牛乳の扱いに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「解釈可能と考える」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学校給食の内容については、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第二条に規定する学校給食の目標を達成するため、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者において、学校給食実施基準(平成二十一年文部科学省告示第六十一号)に照らして、学校給食全体として必要な栄養素をバランス良く確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えており、このような考え方は、例えば、「学校給食実施基準の一部改正について(通知)」(令和三年二月十二日付け二文科初第千六百八十四号文部科学省初等中等教育局長通知)の発出等を通じて周知してきたところである。なお、文部科学省としては、カルシウムの摂取に効果的であるとの観点から、御指摘の「ミルク」については、牛乳をはじめとする全乳

及び部分的又は完全に脱脂した乳を想定している。
二 について

「診断書なしの牛乳拒否」を認める「べき」とお尋ねについては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、文部科学省が監修し、公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」において、児童生徒の個別の健康状態への配慮の観点から、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者が、学校の設置者に対し、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出することを求めており、食物アレルギーを有する児童生徒が、安心して安全に学校生活を送ることができるようするため、現時点での取扱いを変更することは考えていない。

「植物性ミルク」を選択できるよう進めるべき」とのお尋ねについては、御指摘の「牛乳を拒否したいとする児童・保護者」の範囲及び「選択」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学校給食の内容及び実施方法については、一 について述べたとおり、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者において、学校給食実施基準に照らして、学校給食全体として必要な栄養素をバランス良く確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えている。

「それができなければ・・・給食費の減額を行うべき」とのお尋ねについては、学校給食に要する経費の負担について定める学校給食法第十一条の規定を踏まえ、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者が適切に判断すべきものと考えている。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案

右
国会に提出する。

令和六年三月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本方針(第八条)

第三章 地域生物多様性増進活動の促進等の措置

第一節 認定増進活動実施計画等(第九条―第二十一条)

第二節 生物多様性維持協定(第二十二条―第二十六条)

第三節 地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置(第二十七条―第二十八条)

第四章 雑則(第二十九条―第三十六条)

第五章 罰則(第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「生物の多様性の増進」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。

3 この法律において「地域生物多様性増進活動」とは、里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する在来生物をいう)の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物(同項に規定する外来生物をいう)の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物の多様性の増進のための活動をいう。

4 この法律において「連携地域生物多様性増進活動」とは、地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

(基本理念)
第三条 生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる。自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の責務)
第四条 国は、我が国における生物の多様性の状況の推移を把握するよう努めるとともに、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、生物の多様性の増進に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、地方公共団体又は事業者、国民若しくは

はこれらの者の組織する民間の団体(次条第二項において「事業者等」という。)による地域生物多様性増進活動の促進を図るため、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的状況に応じた生物の多様性の増進に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を自ら実施するとともに、その区域の事業者等の地域生物多様性増進活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の努力)
第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動における生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、その事業活動の内容に即した地域生物多様性増進活動を実施するよう努めるものとする。

(国民の努力)
第七条 国民は、基本理念にのっとり、生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、地域生物多様性増進活動を実施し、又は地域生物多様性増進活動に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本方針
第八条 主務大臣は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項
二 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項に規定する増進活動実施計画及び第十一項に規定する連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項
四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項
五 前各号に掲げるもののほか、地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

3 基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項に規定する生物多様性国家戦略、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第十五条第一項に規定する基本方針及び都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八十七条第一項に規定する緑地確保指針との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 地域生物多様性増進活動の促進等の措置
第一節 認定増進活動実施計画等
第九節 認定増進活動実施計画の認定
第九条 地域生物多様性増進活動を行うとする者(連携地域生物多様性増進活動を行うとする市町村を除く)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画(以下「増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期
二 地域生物多様性増進活動の区域
三 地域生物多様性増進活動の目標
四 地域生物多様性増進活動の実施体制
五 計画期間

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る増進活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。
二 当該地域生物多様性増進活動が前項第二号に掲げる区域(以下この条において「実施区域」という。)における生物の多様性の維持又は回復若しくは創出に資するものであること。

三 当該地域生物多様性増進活動に自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第二条第七号に規定する生態系維持回復事業(第五項第二号及び第十五条第三項において「自然公園生態系維持回復事業」という。)が含まれる場合には、同法第三十九条第二項の確認又は同条第三項の確認をすることができる場合に該当すること。
四 当該地域生物多様性増進活動に自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業(第十六条第三項において「自然環境生態系維持回復事業」という。)が含まれる場合には、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の確認をすることができる場合に該当すること。
五 当該地域生物多様性増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成四年法律第七十五号)第六條第二項第六号に規定する保護増殖事業(第十七條第三項において「保護増殖事業」という。)が含まれる場合には、同法第四十六條第二項の確認又は同條第三項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該地域生物多様性増進活動に特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二條第一項に規定する特定外来生物をいう。次項及び第十九條において同じ。)の防除が含まれる場合には、市町村が行う防除にあつては同法第十七條の四第一項の確認をすることができる場合に、地方公共団体以外の者が行う防除にあつては同法第十八條第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

七 その他主務省令で定める基準に適合すること。
四 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に特定外来生物の防除(都道府県が行うものを除く。)が記載されているときは、その旨を実施区域をその区域に含む都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、当該防除に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。
五 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 自然公園法第二條第三号に規定する国定公園(次号及び第十五條において「国定公園」という。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十二條第三項の許可又は同法第三十

三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第七項に規定する都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの。都道府県知事
四 森林法第十條の八第一項の規定による届出書の提出を要する行為。市町村長
五 都市緑地法第八條第一項の規定による届出又は同法第十四條第一項の許可を要する行為。都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)
六 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に都市緑地法第八條第七項後段若しくは第十四條第四項の規定による通知又は同法第八項後段の規定による協議を要する行為が記載されているときは、当該行為について、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)に協議しなければならない。

七 次の各号に掲げる地方公共団体が、その区域における増進活動実施計画を作成する場合には、当該各号に定める規定は、適用しない。
一 都道府県 第五項(第一号から第三号まで及び第五号(実施区域が市の区域に含まれる場合を除く。))に係る部分に限る。及び前項(実施区域が市の区域に含まれる場合を除く。)(規定)
二 市 第五項(第四号及び第五号に係る部分に限る。及び前項の規定)
三 町村 第五項(第四号に係る部分に限る。)

八 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた増進活動実施計画に係る実施区域をその区域に含む地方公共団体(当該認定を受けた地方公共団体を除く。)の長に、その旨を通知しなければならない。次條第四項又は第五項の規定により第一項の認定を取り消したときも、同様とする。
九 市町村が作成するその区域における増進活動実施計画は、当該地域生物多様性増進活動に森林法第五條第一項の規定によりたられた地域森林計画(第二十條第一項において「地域森林計画」という。)の対象となつていない民有林(同法第五條第一項に規定する民有林をいう。第二十條第一項において同じ。)における森林の施業が含まれる場合には、当該森林の施業に係る部分について、同法第十條の五第一項の規定によりたられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

十 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、主務省令で定める。(増進活動実施計画の変更等)
第十條 前條第一項の認定を受けた者(以下「認定増進活動実施者」という。)は、当該認定に係る増進活動実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
二 認定増進活動実施者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三 認定増進活動実施者は、その地域生物多様性増進活動を中止したとき、又はその地域生物多様性増進活動を前條第一項の認定を受けた増進活動実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたとき

は、その変更後のもの。以下「認定増進活動実施計画」という。)に従つて行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。
四 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る前條第一項の認定を取り消すものとする。
五 主務大臣は、認定増進活動実施者が認定増進活動実施計画に従つて地域生物多様性増進活動を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
六 前條第三項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。(連携増進活動実施計画の認定)
第十一條 連携地域生物多様性増進活動を行うとする市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画(以下「連携増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

二 連携増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 連携地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期
二 連携地域生物多様性増進活動の区域
三 連携地域生物多様性増進活動の目標
四 連携地域生物多様性増進活動の実施体制
五 前各号に掲げるもののほか、連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項
六 計画期間

三 連携増進活動実施計画に市町村と連携して連携地域生物多様性増進活動を行う者(第十三條第二項第二号及び第十五條第一項において「連携活動実施者」という。)が行う連携地域生物多様性増進活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該連携活動実施者の同意を得なければならない。

4 連携地域生物多様性増進活動を行うとする者は、当該連携地域生物多様性増進活動を行うとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該連携地域生物多様性増進活動に係る事項をその内容を含む連携増進活動実施計画の案の作成についての提案をすることができ、この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る連携増進活動実施計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた連携増進活動実施計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、連携増進活動実施計画を作成しよとする場合において、第十三条第一項に規定する連携増進活動協議会が組織されているときは、当該連携増進活動実施計画に記載する事項について当該連携増進活動協議会における協議をしなければならない。

7 生物多様性基本法第十三条第一項に規定する生物多様性地域戦略を定めている市町村は、連携増進活動実施計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

8 第九条第三項、第四項、第五項(第四号を除く)、第六項及び第八項から第十項までの規定は、連携増進活動実施計画の認定について準用する。この場合において、同条第三項(各号を除く)、第四項、第五項(各号を除く)、第六項及び第八項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、同条第三項各号(第七号を除く)及び第九項中「地域生物多様性増進活動」とあるのは「連携地域生物多様性増進活動」と、同条第三項第二号中「前項第二号」とあるのは「第十一項第二号」と、同条第五項第五号中「行為」とあるのは「行為(市の区域内において行うもの

を除く。）」と、同号及び同条第六項中「都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)とあるのは「都道府県知事と、同項中「行為」とあるのは「行為(市の区域内において行うものを除く。）」と、同条第八項中「次条第四項又は第五項」とあるのは「第十二条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「第十一項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

(連携増進活動実施計画の変更等)
第十二条 前条第一項の認定を受けた市町村(以下「認定連携市町村」という。)は、当該認定に係る連携増進活動実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定連携市町村は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第十条第三項から第五項までの規定は、前条第一項の認定を受けた連携増進活動実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携増進活動実施計画」という。)について準用する。この場合において、第十条第三項中「認定増進活動実施計画」とあるのは「第十二条第一項に規定する認定連携市町村(第五項において単に「認定連携市町村」という。))と、同項及び同条第五項中「地域生物多様性増進活動」とあるのは「連携地域生物多様性増進活動」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第五項中「認定増進活動実施計画」とあるのは「認定連携市町村又は当該認定連携増進活動実施計画に係る次条第三項に規定する連携活動実施計画」と読み替えるもの

4 前条第三項から第八項までの規定は、認定連携増進活動実施計画の変更の認定について準用する。この場合において、同項中「第十一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「第十二条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」と、「第十一項」とあるのは「第十二条各項目」と読み替えるものとする。

(連携増進活動協議会)
第十三条 連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動実施計画の作成に関する協議及び連携増進活動実施計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「連携増進活動協議会」という。)を組織することができる。

2 連携増進活動協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村
二 連携増進活動実施計画に記載しようとする連携活動実施者
三 前二号に掲げる者のほか、第二十八条第一項に規定する地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

3 連携増進活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第二十八条第一項に規定する地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、連携増進活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、連携増進活動協議会の運営に関し必要な事項は、連携増進活動協議会が定める。
(認定等に関する事務)
第十四条 主務大臣は、第九条第一項及び第十一条第一項の認定並びに第十条第一項及び第十二条第一項又は第十二条第二項及び第十二条第二項の規定による変更の認定又は届出に関する事務(申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。)を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。
(自然公園法の特例)
第十五条 認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び当該認定連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者(以下「認定連携活動実施者」という。)が自然公園法第二条第二号に規定する国立公園(以下この条において「国立公園」という。)又は国立公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて同法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び認定連携活動実施者(以下「認定連携市町村等」という。)が国立公園又は国立公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 認定増進活動実施計画に従つて行われる地域生物多様性増進活動(以下「認定増進活動」という。)又は認定連携増進活動実施計画に従つて行

令和六年四月二日 衆議院会議録第十六号 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案及び同報告書

われる連携地域生物多様性増進活動(以下「認定連携増進活動」という。)に国立公園又は国定公園の区域内における自然公園生態系維持回復事業が含まれる場合における当該自然公園生態系維持回復事業については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は同法第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の確認があつたものとみなす。

(自然環境保全法の特例)

第十六条 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全法第二十二條第一項の規定による自然環境保全地域(以下この条において「自然環境保全地域」という。)又は同法第三十五条の二第一項の規定による沖合海底自然環境保全地域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて行う行為については、自然環境保全法第二十八條第一項及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七において読み替へて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項に係る部分に限る。)及び同法第二十一条第二項(同法第二十八條第一項又は第三十五条の五第一項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 認定増進活動又は認定連携増進活動に自然環境保全地域における自然環境生態系維持回復事業が含まれる場合における当該自然環境生態系維持回復事業については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の確認があつたものとみなす。

(絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律の特例)

第十七条 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区(次項及び第二十七条第二項第二号において「生息地等保護区」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が生息地等保護区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて行う行為については、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十九条第一項、第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)及び第五十四条第三項(同法第三十九条第一項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 認定増進活動又は認定連携増進活動に保護増殖事業が含まれる場合における当該保護増殖事業についての絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第四十六条第二項の確認又は同条第三項の確認があつたものとみなす。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十八条 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて同法第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特例)

第十九条 認定増進活動又は認定連携増進活動に特定外来生物の防除が含まれる場合における当該防除についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第十七条の四第一項の確認又は同法第十八條第一項の確認があつたものとみなす。

(森林法の特例)

第二十条 認定増進活動実施者(その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者を除く。)が地域森林計画の対象となつてゐる私有林(森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)において認定増進活動実施計画に從つて行う立木の伐採については、同法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和六年法律第 号)第十五条第三項に規定する認定増進活動を行う者(その市町村の区域にお

て当該認定増進活動を行う市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動を行う者を除く。)」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 認定増進活動実施者(その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。)又は認定連携市町村等が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しない。

(都市緑地法の特例)

第二十一条 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定による特別緑地保全地区(次項において「特別緑地保全地区」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四條第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

2 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が特別緑地保全地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に從つて都市緑地法第十四條第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

第二節 生物多様性維持協定

(生物多様性維持協定の締結等)

第二十二条 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る第十一条第二項第二号に掲げる区域(海域を除き、生物の多様性が維持

されている区域に限る。内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く)を有する者(次項及び第二十六条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「生物多様性維持協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができる。

一 生物多様性維持協定の目的となる土地の区域(以下「生物多様性維持協定区域」という。)

二 生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項

三 生物多様性維持協定の有効期間

四 生物多様性維持協定に違反した場合の措置

2 生物多様性維持協定については、生物多様性維持協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 生物多様性維持協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 生物の多様性の維持を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

(生物多様性維持協定の縦覧等)

第二十三条 認定連携市町村は、生物多様性維持協定を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該生物多様性維持協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該生物多様性維持協定について、認定連携市町村に意見書を提出することができる。

(生物多様性維持協定の公告等)

第二十四条 認定連携市町村は、生物多様性維持協定を締結したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該生物多様性維持協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、生物多様性維持協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(生物多様性維持協定の変更)

第二十五条 第二十二項及び第三項並びに前二条の規定は、生物多様性維持協定において定めた事項の変更について準用する。

(生物多様性維持協定の効力)

第二十六条 第二十四条(前条)において準用する場合を含む。の規定による公告のあった生物多様性維持協定は、その公告のあった後において当該生物多様性維持協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第三節 地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置

第二十七条 国は、生物の多様性の増進を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の増進上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の増進について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項に規定する国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項に規定する国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

(地域生物多様性増進活動支援センター等)

第二十八条 地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を促進する国の取組と相まって、効果的に地域生物多様性増進活動を促進するため、地域生物多様性増進活動を行う者、その所有する土地において地域生物多様性増進活動が行われることを希望する者、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあつせん並びに生物の多様性の増進に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言を行う拠点(次項において「地域生物多様性増進活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 国、地方公共団体及び地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者は、地域生物多様性増進活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 雑則

(関連する施策との連携)

第二十九条 国及び地方公共団体は、地域生物多様性増進活動に関する施策の推進に当たっては、地球温暖化の防止を図るための施策、気候変動適応に関する施策、循環型社会の形成に関する施策、防災に関する施策、水循環に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(科学的知見の充実のための措置)

第三十条 国は、生物の多様性の増進に関する科学的知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第三十一条 国は、地域における生物の多様性の確保に関する国際的な連携の確保その他の生物の多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進等)

第三十二条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、広く事業者及び国民の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者及び国民の理解の増進等に資するため、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の実施による我が国における生物の多様性の状況の推移をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の国の施策と相まって、地域生物多様性増進活動に関する事業者及び住民の関心を高め、その理解と協力を得るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第三十三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(報告の徴収)

第三十四条 主務大臣は、認定増進活動実施者又は認定連携活動実施者に対し、認定増進活動実

施に関する法律案及び同報告書

令和六年四月二日 衆議院会議録第十六号 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案及び同報告書

実施計画又は認定連携増進活動実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定連携市町村に対し、認定連携増進活動実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第三十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する主務大臣及び環境大臣の権限は、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、環境大臣の権限にあつては環境省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

(主務省令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の廃止)

第二条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)は、廃止する。

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四十一条の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画において「施行日」という)から起算して三年を経過する日又は当該地域連携保全活動計画の計画期間の末日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

第四条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第八条第一項から第四項までの規定の例により、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本的な方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針は、施行日において第八

条第一項の規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正) 第七条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「整理等」を「整理、地域生物多様性増進活動の促進等」に改める。

第十条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地域生物多様性増進活動(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等)の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

第十八条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第一項第十三号に掲げる業務(地域生物多様性増進法第十四条に規定する事務に限る)及びこれに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

附則第七条第三項中第十八条第一項第三号)を「第十八条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に改める。

附則第十七条第二項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第八条 都市緑地法の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 緑地確保指針は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和六年法律第 号)第八条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

理 由

昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、主務大臣による基本方針の策定、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法による許可の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 生物の多様性の増進は、生物の多様性その

他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができ、自然と共生する社会の実現を旨として、行われなければならないものとする。

2 主務大臣(環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)は、地域における生物の多様性の増進のための活動(以下「地域生物多様性増進活動」という。)の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。

3 地域生物多様性増進活動を行うものとする者(4の連携地域生物多様性増進活動を行うものとする市町村を除く)は、単独で又は共同して、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画(以下「増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。また、増進活動実施計画の認定を受けた者に対して、自然公園法等の規制を適用除外とする等の特例を設けるものとする。

4 地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うもの(以下「連携地域生物多様性増進活動」という。)を行うものとする市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画(以下「連携増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。また、連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村(以下「認定連携市町村」という。)及び当該連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者(以下「認定連携活動実施者」という。)に対して、自然公園法等の規制を適用除外とする等の特例を設けるものとする。

5 主務大臣は、3及び4の認定等に関する事務を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。

6 認定連携市町村は、認定を受けた連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及び当該計画に係る区域内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

8 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)を廃止し、所要の経過措置を設けるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和六年三月二十九日

環境委員長 務台 俊介

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。

二 地域の主体的な取組を推進するためには、市町村の役割が重要であることに鑑み、市町村において、本法に基づく取組について体制強化や人材育成が図られるよう必要な支援を行うこと。

三 サイティール・バイ・サイティール目標の達成に向けて、陸域・海域ともに、生物多様性の情報と評価を更新し、その重要地域を明らかにし、保護地域やOECMを優先して拡充し、生態系ネットワークの形成に努めること。

四 ネイチャーポジティブの実現に向けた社会変革には、農業・食料、国土形成、地方創生、エネルギー・経済、教育・研究分野等との連携が重要であることから、関係省庁による有機的な連携を強化して推進会議を設置すること。

五 企業や市町村等が相互に状況を確認することにより、活動全体の質が向上するよう、認定された活動計画や活動の進捗状況などの公表に努めること。

六 サイティール・バイ・サイティール目標の達成に向けて、我が国の海域における海洋保護区やOECMの設定が遅れており、一方で、水産資源が減少する漁業の持続可能性や洋上風力などのエネルギー開発の海洋空間利用との調整を図る必要があることから、環境省が主導して関係省庁で連携し、海域の保全の方針を策定すること。

七 生物多様性の回復に向けては、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな取組が不可欠であることから、地方環境事務所などにおいて必要な体制を確保しつつ、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定や改定の促

進のため、地域の実情に応じて、情報提供等を始めとした積極的な支援を行うこと。

八 企業等による地域における生物多様性の増進のための活動が広く促進されるよう、計画策定に当たっての留意事項や認定基準の考え方を分かりやすく示すとともに、企業、団体、個人、地方公共団体の多様な主体に対して、認定制度の認知や理解の浸透・向上を図ること。

九 国際的な情報開示の枠組の進展を踏まえて、我が国の企業に対して、特にサプライチェーン全体を通じて環境負荷の低減に関する情報開示や目標設定への支援を行うこと。

十 生物多様性に対する国民の理解を深めるため、最新の科学的知見や本法に基づく活動状況等について、分かりやすい情報提供等を積極的に行うとともに、生物多様性に関する環境教育を推進すること。

官 報 (号 外)

令和六年四月二日 衆議院会議録第十六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京一〇五―八四四五
港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
（配
本
体
送

料
〇〇円
別